

○福岡市・大野城太宰府環境施設組合ごみ焼却処理事務の委託に関する規約

平成15年9月29日

(委託事務の範囲)

第1条 大野城太宰府環境施設組合(以下「甲」という。)は、大野城市及び太宰府市の区域内において収集した可燃性ごみの焼却処理に関する事務(以下「委託事務」という。)を福岡市(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務に要する経費(以下「委託費」という。)は、甲の負担とする。

2 委託費の額は、乙の提出した委託費の見積りに関する書類(経費明細書等参考となるべき書類)に基づき、福岡市長が大野城太宰府環境施設組合長と協議して定める。

3 甲は、委託費を乙の発行する納入通知書により、その月分を翌月の末日までに納付するものとする。

(実施の細目等)

第3条 この規約に定めるもののほか、乙が委託事務の実施について甲に対し指示する場合には、甲はこれに従うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。

(有効期間)

2 この規約の有効期間は、施行の日から平成28年3月31日までとする。

附 則(平成15年9月29日)

この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。

附 則(平成18年2月25日)

この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。

附 則(平成23年3月24日)

この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規約は、協議成立の日の翌日から施行する。